

## 第2号議案 広島市地域公共交通計画等の一部改定について

### (1) 広島市地域公共交通計画（本体）の変更

#### 変更箇所・理由

- ① (P83)「8 地域公共交通確保維持事業の補助対象路線等一覧」に、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統として、12月20日から本格運行開始する戸坂地区に係る内容を追加する

### (2) 広島市地域公共交通計画「別紙」の変更

#### 変更箇所・理由

- ① (項目1～5) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統として、12月20日から本格運行開始する戸坂地区に係る内容を追加する
- ② (項目18) その他協議会の開催状況と主な議論：時点修正
- ③ (項目19) 利用者等の意見の反映状況：時点修正

#### ※ 根拠規定

地域公共交通確保維持改善事業実施要領2 (1) ⑬

#### ⑬地域公共交通計画等の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)に定める軽微な変更に係る陸上交通に係る地域公共交通計画の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 変更届出で足りる場合

事業内容の変更の際し、地域間幹線系統補助に係る計画額の変更を生じない場合及び地域内フィーダー系統補助に係る変更である場合にあつては、大臣に陸上交通に係る地域公共交通計画の変更を届け出ることをもって足りる(イ. に定める場合を除く。)。ただし、同計画に記載する事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあつてはこの限りでない。